

## 家族法制部会第16回会議・議事速報

2022年6月21日、法制審議会・家族法制部会の第16回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

本会議では、これまでの会議で委員・幹事から示された様々な意見を整理した中間試案のたたき台（部会資料16-1）とその補足説明（部会資料16-2）に基づき、中間試案の取りまとめに向けた調査審議が行われた。本会議では、部会資料に記載されている各規律の内容の当否についての意見交換のみでなく、今後のパブリックコメントの手続において、どのような規律案を示して国民の意見を募集すべきかといった意見交換もされた。

まず、親子関係そのものから生ずる権利義務関係については、親が子の最善の利益を考慮するものとするに加えて、親が親権の有無にかかわらず子を養育する責務を負うことや、親が子の意見を尊重すべきであることを規律すべきであるとの意見や、こういった規律を中間試案で提示して国民の意見を募集すべきであるとの意見が出された。

次に、父母の離婚後の親権や監護権に関する規律については、中間試案の段階で1つの改正案に絞り込むのではなく、複数の案を列記すべきであるとの意見が示された。そして、その候補としては、①離婚後の父母の双方を親権者とするを原則とし、一定の要件を満たす場合にはその一方のみを親権者とする案、②父母の一方のみを親権者とするを原則とし、一定の要件を満たす場合にはその双方を親権者とする案、③父母の離婚後は常にその一方のみが親権者となる現行法を維持する案があるとの意見が出された。このほか、これらの案とは別の選択肢（例えば、④父母の双方を親権者とするか、一方を親権者とするかについては、どちらか一方を原則とするのではなく、様々な事情を考慮して定めるものとする案）もあることを適切な形で国民に示すべきであるとの意見も出された。

そして、父母双方が親権者となり、その一方が監護者と定められたような場合において、監護者と定められた親権者と監護者でない親権者がそれぞれどのような権利義務を有するのかについて、部会のこれまでの議論を改めて整理した上で、国民からの意見募集をすべきであるとの意見が出されたほか、父母間の意見が対立した場合の調整方法をより具体的に検討し、国民からの意見募集をすべきであるとの意見なども出された。

このほか、子の監護について必要な事項の定め協議離婚における要否についても、(a) この定めをすることを協議離婚の要件とする案や、(b) 法律家の関与等の一定の方式によりこのような定めをすることを協議離婚の原則的な要件とする案、(c) このような定めを協議離婚の要件としない案など、複数の案を列記する形で中間試案を取りまとめ、国民から様々な意見を募集すべきであるとの意見などが出された。

次回の会議では、今回の積み残し部分の議論を行い、さらに、子の監護に関する事項についての裁判手続、養子制度、財産分与に関する規律等について、議論を行う予定である。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。